

令和2年3月17日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）広島県高等学校等奨学金の特例措置について

広島県高等学校等奨学金の特例措置について、教育長に伺う。

（答）

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により高等学校等における修学に困難がある生徒に対し、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度でございます。

この制度の中には、保護者等の収入が著しく減少するなど、家計が急変した生徒を対象とした随時貸付けを行う緊急募集の制度を設けており、この度の新型コロナウイルス感染症対応「緊急募集」は、この既存の制度を改めて周知したものでございます。

周知に当たりましては、より緊急的な対応が必要と判断し、通常の緊急募集よりも事務手続きを簡素化して、生徒が安心して新学期を迎えられるよう、速やかに対応したものでございます。